

公開用

令和3年4月定例会

春日部市教育委員会会議録

令和3年4月22日

春日部市教育委員会

V 教育長及び出席委員

教育長	鎌田 亨
教育長職務代理者	金森 良泰
委員	水沼 章文
委員	岡田 新司
委員	秋山 早苗

VI 説明のための出席者

【学校教育部】

学校教育部長	大川 裕之
学校教育部学務指導担当部長	舘野 俊之
学校教育部次長兼学校総務課長	篠原 直樹
学校教育部学務指導担当次長兼指導課長	大野 明彦
学務課長	村田 政彦

【社会教育部】

社会教育部長	関口 信義
社会教育部次長兼社会教育課長	神谷 司
社会教育部参事兼社会教育課生涯学習推進担当課長兼 視聴覚センター所長	木舟 宏美
文化財保護課長	中野 達也
文化財保護課担当課長兼郷土資料館長	實松 幸男
スポーツ推進課長	清水 一男

VII 書記

学校総務課 総務担当主幹	西川 宏之
学校総務課 総務担当主査	林 亮平

VIII 署名委員の指名

岡田委員

IX 会議に附した議案

議案第20号 春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校学区審議会委員の
委嘱について

議案第21号 春日部市立図書館運営審議会委員の委嘱について

議案第22号 春日部市有形文化財の指定について

議案第23号 春日部市スポーツ推進審議会委員の委嘱について

報告第12号 春日部市学校給食費補助金交付要綱の制定について

X 議題及び議事の概要

※開会前に、転入管理職のあいさつ（人事異動者名簿の順に自己紹介）

開会 13:34

鎌田教育長

それでは、ただいまから4月定例教育委員会を開会いたします。

はじめに、本日の会議録署名委員を指名します。岡田委員、お願いします。

前回会議録（案）については、事務局より各委員に事前に配布しています。質疑等があれば、お聞かせ願います。

[「ごさいません」と言う人あり]

鎌田教育長

事前に配布した会議録（案）のとおりでよろしいですね。

[「結構です」と言う人あり]

鎌田教育長

前回会議録（案）は、事前に配布した会議録のとおり承認されました。それでは事務局、会議終了後、前回署名委員の署名をいただいでください。

それでは議事に入ります。

はじめに、議案第20号 春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校学区審議会委員の委嘱についてを議題とし、説明を求めます。

村田課長、お願いします。

村田学務課長

議案第20号、春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校学区審議会委員の委嘱につきまして、提案理由及びその内容について、説明申し上げます。

議案書の1ページを、ご覧ください。

はじめに提案理由でございますが、春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校学区審議会委員に欠員が生じたことに伴い、春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校学区審議会条例第3条第2項及び第4条の規定に基づき、委員を委嘱するものでございます。

次に、内容でございますが、春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校学区審議会の委員につきましては、同条例第3条第1項で14名以内と規定されています。現在の委員は、1号委員といたしまして区・自治会を代表する者7名、2号委員といたしまして小学校、中学校及び義務教育学校の校長の代表者2名、3号委員といたしまして小学校、中学校及び義務教育学校のPTAの代表者1名、4号委員といたしまして知識及び経験を有する者2名、5号委員といたしまして公募に応じた市民1名の計13名で構成しております

が、このうち第2号委員の小学校、中学校及び義務教育学校の校長の代表者が退職したことで欠員が生じたため、新たに委員2名を委嘱するものでございます。

議案書の2ページに委員の候補者名簿を記載しておりますので、ご覧ください。

委員の任期につきましては、春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校学区審議会条例第4条第1項の規定に基づき、前任者の残任期間となる令和3年4月22日から令和4年6月30日までとするものです。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

[「ごさいません」と言う人あり]

鎌田教育長

ないようですので、これより採決をいたします。

議案第20号 春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校学区審議会委員の委嘱について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

鎌田教育長

挙手全員であります。よって、議案第20号は、原案どおり可決と決しました。

次に、議案第21号 春日部市立図書館運営審議会委員の委嘱についてを議題とし、説明を求めます。

木舟課長、お願いします。

木舟社会教育部参事（兼）社会教育課生涯学習推進担当課長（兼）視聴覚センター所長

議案第21号、春日部市立図書館運営審議会委員の委嘱について、提案理由及び委嘱者につきまして、説明申し上げます。

議案書3ページをご覧ください。

はじめに提案理由でございますが、春日部市立図書館運営審議会委員の欠員に伴い、春日部市立図書館運営審議会条例第3条第2項の規定に基づき委嘱したく提案するものでございます。

次に、議案書4ページをお開きください。春日部市立図書館運営審議会委員候補者名簿となっております。

条例第3条第1項の規定に基づき、図書館運営審議会委員は7名に委嘱をしておりましたが、推薦団体からの推薦委員の交代により2名の欠員が生じたため、新たに委嘱をするものでございます。

名簿番号1番の木田真貴子さんは、学校教育及び社会教育の関係者として小学校長会からの推薦、2番の坂本恵美さんは、家庭教育の向上に資する活動を行う者として、春日部

点字サークルからの推薦でございます。

任期につきましては、前任者の残任期間となるため、令和4年7月31日までとなるものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

ないようですので、これより採決をいたします。

議案第21号 春日部市立図書館運営審議会委員の委嘱について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

鎌田教育長

挙手全員であります。よって、議案第21号は、原案どおり可決と決しました。

次に、議案第22号 春日部市有形文化財の指定についてを議題とし、説明を求めます。

中野課長、お願いします。

中野文化財保護課長

議案第22号、春日部市有形文化財の指定につきまして、その提案理由と内容について説明申し上げます。

議案書5ページをご覧ください。

提案理由でございますが、春日部市文化財保護審議会より、春日部市有形文化財の指定につきまして、別紙のとおり建議書が提出されましたので、春日部市文化財保護条例第5条の規定に基づき、春日部市有形文化財に指定したく、提案するものでございます。

続きまして、議案書6ページ、建議書をご覧ください。

文化財の名称は木造小島庄右衛門正重坐像、員数は1躯、所在地は春日部市粕壁東三丁目2番15号で郷土資料館への寄託資料となっております。所有者は宗教法人小流寺でございます。

指定理由でございますが、本資料は、西宝珠花にございます小流寺を建立したとされる小島庄右衛門正重の肖像彫刻でございます。小島庄右衛門正重は、現在の庄和地域などを含みます庄内領の開発を進め、江戸川の開削にも携わった人物として広く知られております。議案書7ページ下段の写真のとおり、台座の裏面には宝永8年（1711年）4月、江戸中橋南伝馬町在住の大佛師広瀬十助がこれを作ると記された墨書により、制作年や制作者が明らかであるほか、その像形からは江戸時代肖像彫刻の基準作に位置づけられる作

例として評価することができます。

このように、本資料は、像主が特定され、制作年及び制作者が明らかな江戸時代肖像彫刻の基準作として貴重な文化財であるとともに、郷土の治水と開発に功績のあった人物の彫像として歴史的価値も高いことから、末永く保存に努め、文化財保護行政において活用を図るため、春日部市有形文化財（彫刻）に指定されるよう、建議されたものでございます。

なお、本日は現資料を実見いただけますよう、会場後方に実物をご用意しております。以上、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

ないようですので、これより採決をいたします。

議案第22号 春日部市有形文化財の指定について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

鎌田教育長

挙手全員であります。よって、議案第22号は、原案どおり可決と決しました。

次に、議案第23号 春日部市スポーツ推進審議会委員の委嘱についてを議題とし、説明を求めます。

清水課長、お願いします。

清水スポーツ推進課長

議案第23号、春日部市スポーツ推進審議会委員の委嘱について、提案理由及び委嘱者につきまして説明申し上げます。

議案書8ページをご覧ください。

はじめに、提案理由でございますが、春日部市スポーツ推進審議会委員の欠員に伴い、春日部市スポーツ推進審議会条例第3条第2項の規定に基づき、委嘱したく提案するものでございます。

次に、議案書9ページ、春日部市スポーツ推進審議会委員の候補者名簿をご覧ください。

条例第3条第1項の規定に基づき、スポーツ推進審議会委員は8名に委嘱をしておりましたが、1名の欠員が生じたため、新たに委嘱をするものでございます。

名簿番号1番の石塚廣一さんは、春日部市立小・中学校校長会から、本市のスポーツに関する専門的な知識を有する学識経験者としての推薦でございます。

任期につきましては、前任者の残任期間となるため、令和4年5月21日までとなるものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

ないようですので、これより採決をいたします。

議案第23号 春日部市スポーツ推進審議会委員の委嘱について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

鎌田教育長

挙手全員であります。よって、議案第23号は、原案どおり可決と決しました。

以上で、議案の審議を終了し、報告に移ります。

はじめに、報告第12号 春日部市学校給食費補助金交付要綱の制定についてを議題とし、説明を求めます。

村田課長、お願いします。

村田学務課長

報告第12号、春日部市学校給食費補助金交付要綱の制定について、説明申し上げます。議案書の10ページをご覧ください。

はじめに本要綱の制定理由ですが、子育て環境のさらなる充実を図るため、多子世帯を対象にした学校給食費の補助金交付を実施するにあたり、必要な事項を定めるため制定したものでございます。

次に、要綱の内容について説明申し上げます。

議案書の11ページ、12ページをご覧ください。

本要綱は、第1条から第10条までの全10条で構成しているものでございます。第1条におきまして、本要綱の目的及び用語の意義について規定しております。第2条は、補助金交付対象者の要件について規定しております。第3条は、補助金の交付額について規定しております。第4条から第7条につきましては、補助金の交付申請、交付決定、交付決定の変更、補助金の交付に伴う手続き及び各様式等について規定しております。

それぞれの様式については、13ページから17ページに記載のとおりでございます。

第8条は、補助金の交付決定の取消しに該当する事由及び補助金の返還について規定しております。第9条は、補助金の受給権の譲渡又は担保に供することの禁止について規定しております。第10条は、この要綱に定めのない必要事項については、市長が別に定め

ることを規定するものであります。

附則につきましては、この要綱の施行期日を令和3年4月1日からとするものでございます。

報告第12号につきましては、以上でございます。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

[「ごさいません」と言う人あり]

鎌田教育長

私からお願いがあります。

13ページ以降の様式ですが、申請者は手書きされるのでしょうか。

村田課長、お願いします。

村田学務課長

はい。

手書きしていただきます。

鎌田教育長

手書きで書くということは、住所、保護者氏名及び電話番号の行の幅が狭いです。

私の様々な書類を書くときに、行政の様式が書きにくいときがありますので、他の各課における様式等についても、市民目線で書きやすいかどうか、様式をダウンロードして、パソコンで作成される方もいらっしゃると思いますが、市民目線で御配慮いただけると有り難いと思います。

お願いいたします。

村田学務課長

はい。

鎌田教育長

他に質問等が無いようでしたら、以上で報告を終了します。

それでは、次回教育委員会の日程をお願いします。

大川学校教育部長

5月定例会につきましては、5月26日、水曜日、午後1時30分から、教育センター2階会議室での開催を予定しております。

鎌田教育長

以上で、4月定例教育委員会を閉会いたします。

閉会 13:50